

超高齢社会の中の弁護士

第9章 大阪府社会福祉協議会への法律相談支援業務について

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 委員 真鍋 直樹

大阪弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター(愛称「ひまわり」)においては大阪府下の社会福祉協議会(以下「社協」と言います。)に対する法律相談支援業務を行っています。

具体的には府下を4ブロックに分け、各それぞれの担当弁護士が、ブロック内の市町村社協からの、社会福祉事業に関する法律相談を受けるものです。

私は平成30年4月以降に泉州ブロックの担当として上記業務を行っていますので、以下、その概要を報告します。

1 社会福祉協議会とは

そもそも、社会福祉協議会とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

社会福祉法に基づき設置されており、関係各機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなうものとされています。

高齢者や障害者の在宅生活を支援するために「ホームヘルプサービス(訪問介護)」や「配食サービス」をはじめ、ご自身の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等をおこなう「日常生活自立支援事業」、「運営適正化委員会」の設置など福祉サービスに関する苦情・相談・助言・あっせん等の事業、「福祉サービスの第三者評価事業」、経済的な支援を必要とする方々の生活福祉資金など「各種貸付制度」、「福祉関係者に対する専門的な研修事業」、「ボランティア活動の振興」、さらには「福祉人材センター」における福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供など様々な事業をおこなっています。

2 相談概要

私としては未だ1年未満の任期ですが、これまでの相談内容としては、成年後見や財産管理に関する相談や、一般的な債務整理相談などが頻度として多く、その他には、例えば、施設内での盗難事案など利用者同士におけるトラブルやクレーム対応、社会福祉法人を受遺者として遺贈を受けた際の対応等々でした。

その他、他の担当弁護士が受けた相談には、グループホーム建設計画に対して地元住民から反対運動が起きた

例や、精神障害者が趣味のスポーツでいじめを受けている件、緊急通報体制整備事業における鍵預かりサービスに関する法的問題などがありました。

財産管理に関する相談については、本業務に関する場合に限らず、経済的虐待など虐待対応すべき事案ではないかの見定めを行うほか、本人保護の観点から、財産額の多寡に関わらず、できる限り後見制度の利用に至るように必要な観点を提供できるように努めています。

3 本業務のやりがいについて

各種相談を通じて福祉職の方から利用者支援に対する熱意を感じ、そうした支援者の方の力になれて、高齢者障害者のみなさまの問題解決に寄与できることが、本業務における最も大きなやりがいです。

例えば、債務者がパニック症等の発症のため支払い不能に至った事案において、前記症状のため公共交通機関を用いて法律事務所まで来所することも困難である相談者に対して前述した日常生活自立支援事業を含む複数の相談支援担当者が同行されたうえ、破産管財人との面談時においても家計収支状況も踏まえた緊密な日常生活上のサポート態勢を説明していただきました。

破産管財人も、その支援の手厚さに感心されその結果、管財事件であるにもかかわらず、債権者集会を招集しないまま破産手続を終了させるいわゆる非招集型事件とする扱いを認めてもらいました。

一人の方の社会的自立のため惜しめない支援を注がれようとされる福祉専門職の方々の姿勢は、我々弁護士の業務においても大いに参考とすべきことであり、私は大いに刺激を受けています。